

杉並区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

杉並区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「本プログラム」という。）は、杉並区耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）の目標達成に向け、住宅の所有者に耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることにより、住宅の耐震化を強力に促進することを目的とする。

2. 位置付け

本プログラムは、促進計画第3章第5「耐震化に関する普及啓発等の取組」に基づき策定する。

3. 取組期間

本プログラムの取組期間は、令和4年度から令和7年度までとする。

ただし、社会状況の変化や関連計画の改定、本プログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しを行う。

4. 対象区域

本プログラムの対象区域は、区内全域とする。

5. 対象建築物

- ① 昭和56年5月以前【旧耐震基準】に建築された木造住宅
- ② 昭和56年6月～平成12年5月【新耐震基準】に建築された木造住宅

6. 取組内容

(1) 財政的支援の取組

- ① 住宅の耐震診断費用の助成支援
- ② 住宅の耐震改修費用の助成支援

(2) 普及啓発等の取組

- ① 戸別訪問等による住宅所有者に対する直接的な耐震化を促す取組
 - ・対象建築物へのポスティングによる耐震改修助成制度の案内及び個別訪問による説明希望アンケートを実施し、希望者への個別訪問を実施する。
 - ・取組期間に区内を4地区に分け、各年度1地区を実施する。
- ② 耐震診断実施者に対する耐震化を促す取組
 - ・住宅所有者への耐震診断結果報告時に耐震改修の必要性を啓発する。
 - ・耐震診断後、一定期間経過した耐震改修未実施の住宅所有者に耐震改修を啓発する。
- ③ 改修事業者の技術力向上等の取組
 - ・耐震改修事業者の技術力向上を図る講習等を実施する。
 - ・住宅所有者向けに耐震改修事業者リストを作成し、案内する。

④ その他の取組

- ・区広報や防災イベント等を通じて区民への耐震改修の必要性を周知する。
- ・耐震化助成事業パンフレットを作成し、周知する。
- ・建築士による耐震相談会を実施する。

7. 関係団体との連携

普及啓発活動、耐震相談会等において、杉並区建築設計事務所協会や杉並建築会と連携して取り組む。

8. 実績の公表

アクションプログラムに基づく取組実績を、年度ごとに区ホームページにて公表する。